

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公表番号】特表2018-527076(P2018-527076A)

【公表日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2018-509507(P2018-509507)

【国際特許分類】

A 44 B 11/28 (2006.01)

A 62 B 18/08 (2006.01)

【F I】

A 44 B 11/28

A 62 B 18/08 C

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月19日(2019.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ストラップを接続するためのバックルであって、

一位置から延在するように構成されたカブラと、

ストラップ接続孔が形成されたストラップ接続部であって、マスク本体に接続されたストラップに前記ストラップ接続孔が接続されているストラップ接続部と、

前記一位置に接続されて、前記カブラに対向するように構成された面を含むフック部と、を備え、

ヘルメットのタップ又はヘッドクレードルのタップが、それらの位置が固定されるよう前記カブラと前記フック部との間に収容される、バックル。

【請求項2】

連結凹部が、前記カブラにおいて、その外端部から凹状に形成されている、請求項1に記載のバックル。

【請求項3】

前記カブラは、

中央連結部材と、

前記中央連結部材の両側に形成された側部連結部材と、を含み、

前記連結凹部は、前記中央連結部材とその両側に形成された前記側部連結部材との間の境界を画定するように形成されている、請求項2に記載のバックル。

【請求項4】

円筒形の本体を更に備え、

前記カブラと前記フック部とが前記本体から突出するように形成され、前記ストラップ接続部は、前記本体から独立した部材として設けられる、請求項1に記載のバックル。

【請求項5】

前記カブラは、前記本体に対して所定の角度で傾斜するように突出する形状に形成される、請求項4に記載のバックル。

【請求項6】

前記カブラは、

前記カプラの中央に形成された貫通孔の内部に収容されて前記貫通孔の複数の内側面のうちの一面から突出するよう形成された可撓性部材と、

前記可撓性部材の端部において前記フック部に向かって突出するよう構成された加圧突起とを含む、請求項4に記載のバックル。